

○「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成13年8月2日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年7月16日雇児発第0716001号 平成16年12月3日雇児発第1203002号 平成17年6月1日雇児発第0601001号 平成18年6月27日雇児発第0627001号 平成19年7月25日雇児発第0725001号の1 平成20年6月12日雇児発第0612014号の1 平成21年6月29日雇児発第0629001号の1 <u>平成22年 月 日雇児発 第 号</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>略</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成13年8月2日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年7月16日雇児発第0716001号 平成16年12月3日雇児発第1203002号 平成17年6月1日雇児発第0601001号 平成18年6月27日雇児発第0627001号 平成19年7月25日雇児発第0725001号の1 平成20年6月12日雇児発第0612014号の1 平成21年6月29日雇児発第0629001号の1</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）が施行されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。 おって、平成10年6月12日児発第456号「「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金について」通知の施行について」は廃止する。 ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 暫定定員及び保護単価の設定について 第2 民間施設給与等改善費について 第3 教育費の取扱いについて 第4 見学旅行費の取扱いについて 第5 入進学支度金の取扱いについて 第6 特別育成費の取扱いについて 第7 医療費の取扱いについて 第8 就職支度費の取扱いについて 第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて 第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 第11 専門里親について 第12 親族里親について 第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について 第14 徴収金基準額等について 第15 児童入所施設における措置費等の経理について

改正後

第1 暫定定員及び保護単価の設定について

- 1 暫定定員の設定について（児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）

略

2 事務費の保護単価の設定について

- (1)～(6) 略

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあつてはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。なお、乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が8名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること

- (8)～(9) 略

(10) 乳児院等の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、平成16年4月28日雇発第0428005号本職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

また、乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員40人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう一人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

- (11)～(18) 略

3～4 略

第2～15 略

別紙(1)～(3) 略

現行

第1 暫定定員及び保護単価の設定について

- 1 暫定定員の設定について（児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）

略

2 事務費の保護単価の設定について

- (1)～(6) 略

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあつてはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。なお、乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が10名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること

- (8)～(9) 略

(10) 乳児院等の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、平成16年4月28日雇発第0428005号本職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

また、乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員50人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう一人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

- (11)～(18) 略

3～4 略

第2～15 略

別紙(1)～(3) 略